

一般社団法人 日本腎臓病薬物療法学会「利益相反（COI）に関する指針」

日本腎臓病薬物療法学会 利益相反（Conflict of Interest：COI）に関する指針をここに定める。

COI 指針の対象者である医学・薬学研究に関係する研究者等は、本学会の構成員全体に広く適用されることを前提として制定された本 COI 指針を遵守することが求められる。

1. 目的

本 COI 指針の目的は、本学会の会員（以下会員）などの COI 状態を適切にマネジメントすることにより、研究成果の発表やそれらの普及・啓発などの活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、腎臓病およびその合併症の予防・薬物療法の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。本 COI 指針は、研究実施者、関係者、被験者および医療機関などを取り巻く COI の存在を明らかにし、社会の理解と信頼を得て、研究の適切な推進を図るものである。

2. 適用範囲

本 COI 指針は、会員が国内および国外において行う基礎研究並びに臨床研究（以下「研究」）に適用する。

3. COI の定義

研究者や本法人役員等が臨床研究等を推進する上で、大学等の教育研究機関や学術団体と製薬企業や医療機器業者等の産業界との産学連携は極めて重要であるが、産学連携活動に伴い発生する個人が取得する利益と、学術機関等に所属して行う公正な教育・研究における責任とが衝突・相反する状態が不可避的に起こっている状況をいう。

4. COI 開示の対象者

COI 状態が生じる可能性がある下記の対象者に対し、本規程を適用する。対象者は別途定める様式に従い、各々定められた期日までに自己の COI について 申告しなければならない。

- ①理事、監事、年会長、次期年会長、次々期年会長、各委員会委員長（小委員会を含む）
- ②学術委員、教育委員、編集委員、ガイドライン対策・作成委員、COI 委員、運営委員会・理事会等で検討した委員会（ワーキンググループを含む）
- ③本法人が発行する会誌の投稿者（すべての共著者）
- ④本法人が主催する学術集会等での講演者・発表者（筆頭者のみ）
- ⑤本学会員
- ⑥①～⑤の対象者の配偶者、一親等の親族、収入・財産を共有する者

5. COI の開示

開示対象および開示すべき者の範囲は次のとおりとする。

(1) 開示対象

- ①知的財産権の取得、株式または新株予約権の取得（未公開株を含む。）、金銭収入（実施料収入、兼業報酬、寄付金などを含む。）、借入、役務提供の受領など
- ②経営関与による経済的利益役員、顧問就任など

(2) 開示すべき人的範囲

- ①研究実施者および関係者【研究協力者（コーディネータなど）は、研究実施者に含まない。】
- ② ①に規定する者の配偶者および生計を一にする一親等の親族
- ③その他、本会 COI 委員会が必要と判断した者

(3) 開示の方法

開示の時期および方法については以下に定める。

- 1) 役員等は、就任時および1年に1回、COI 自己申告書を提出する。
- 2) 投稿者は、投稿時に論文原稿とともに COI 自己申告書を提出する。

COI 情報は出版時に論文末尾掲載しなければならない。

投稿論文の内容に関連するすべての共著者の COI 状態について、COI 自己申告書に記載して提出する。

- 3) 本法人が主催する学術集会等の講演者・発表者は、発表時に定められた形式で開示する。

6. 実施手順

「一般社団法人 日本腎臓病薬物療法学会「利益相反（COI）に関する指針」の細則」に従って、実施するものとする。

- 7. COI に関係する可能性がある業務内容の委員会（ワーキンググループを含む）は委員全員が COI 申告する。該当する委員会は運営委員会・理事会等で検討し決定する。

附則 本指針は、2018年10月20日から施行する。

2018年10月20日制定

2019年2月16日改訂

2019年5月11日改訂

2019年8月31日改訂

2019年11月16日改訂

2022年8月27日改定